

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月2日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立特別支援学校高等部の通学区域に関する規則（平成16年新潟県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級	学区	市町村	学区内の高等部知的障害学級
(略)			(略)		
五泉阿賀野学区	五泉市 阿賀野市 東蒲原郡阿賀町	新潟県立駒林特別支援学校 <u>新潟県立五泉特別支援学校村松分校</u>	五泉阿賀野学区	五泉市 阿賀野市 東蒲原郡阿賀町	新潟県立駒林特別支援学校 <u>新潟県立五泉特別支援学校</u>
新潟学区	新潟市 西蒲原郡弥彦村	新潟県立江南高等特別支援学校 新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校 新潟県立西蒲高等特別支援学校 <u>新潟県立新潟よつば学園知的障害普通学級</u>	新潟学区	新潟市 西蒲原郡弥彦村	新潟県立江南高等特別支援学校 新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校 新潟県立西蒲高等特別支援学校 <u>新潟県立新潟豊学校知的障害普通学級</u>
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。